

### NAO Letter

## N A O 税理士法人

編集発行人 代 表 社 員 樹

₹500-8335 岐阜市三歳町4-2-10 TEL 058 (253) 5411 (代) FAX 058 (253) 6957

スプレーマム

#### (神無月) OCTOBER 8日・体育の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
•	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	<i>20</i>
21	22	23	24	25	26	<i>27</i>
28	29	30	31	٠	•	•

#### ワンポイント たばこ税の見直し

10月からたばこ税の税率等が見直されま す。紙巻きたばこについては、国及び地方の たばこ税の税率を4年かけて1本当たり3円 増額し、急速に市場が拡大している加熱式た ばこについては、新たに課税区分を設けた上 で、製品特性を踏まえた課税方式に5年かけ て見直されます。

#### 10月の税務と労

税/9月分源泉所得税の納付 10月10日

税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月15日

税/8月決算法人の確定申告

(法人税·消費税等) 10月31日

国 税/2月決算法人の中間申告

国 税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日

地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分 の納付 市町村の条例で定める日

労務/労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日

労 務/労災の年金受給者の定期報告

(7月~12月生まれ) 10月31日

労務/労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

# 勯

布 法 方平 さ 成 整備 + に関 進 する法律」 月 っるため Н 0 が関係

で保に柔め、 きすい きすい で保に柔め、 き方 でない。 のかな長 改 をれ選の ح 0) かわられな働き 択事のれの改 ができる: なました。 以帯間労の き方 らかに唯 一古的に唯 これ会を実現す、 した多様な働きナ な 0) 措い 働 0 実現、雇の是正、 公正 置 を 立な待 講 ずる 雇 で 選用形様で おので きるもので がそれぞ

の本文中に表示しまないますの応じて異なります。施行をします。施行をします。施行をします。施行をしている。 伝えします。なためられたものでない。 っ も あ 方 長 )ます。 にの時 の行 で、 日関 実 間 はし現労 各項 概に働 可 項目で 要い 見 をい 是

ィ

究

開

## 時間労働の 是正

# 四五時間、年二 原則 **時間外労働の-**

六〇 時 間 以

> (2) とされ 臨時 ま 特別 す な 事 情がある

場

さ れ次合 ま 0) す 13 ず b たす 範 囲 内 لح

- 働 を 月 含  $\bigcirc$ 時 間 未 満 休  $\mathbf{H}$
- い用間内な 休  $\epsilon \sqrt{}$ L 日六 時労か 月 平 含均 八  $\bigcirc$ 時
- 間 七二〇
- 除間ま (3) 外または 新技術 の上限規模なたは業務に次のいず、 の適年以 務ずに外 制につかれか 猶 ・新商品等の ・新商品等の ・新商品等の ・新商品等の ・新商品等の ・新商品等の ・新商品等の ・新商品等の ・新商品等の で、 適用 の事業等 が時業

で等け必場間 発 業新技 合外医 さず 労師 間健 せ医 に は、動が る師 外康 0) 脚による面、できる。 、事業主は、 、事業主は、 、一定時間、 労働保 **めの上限規制** 保措置を設け 休 その 暇指 を実 けの 超施 導 は は た 与 を 者 に える時

> 口 と異 を労 れ ま 九働 改自し ず。 なる 六 0) 正 動  $\bigcirc$ 上 法 車 扱時限 施 い間規 行 転 ٤ あ 制五 0) しする ŋ 年業 年後務 が適用にはに時間に さ般限外

用

3

n

ま

す検特他 討例のな 討する旨が規定されていま例の廃止について引き続きの事情を勘案しつつ、このなお、労働時間の動向その ま きのの

す労 働改建 の正設 上法事業 規行 制五 が年 適保に さ時 れ間 ま外

の様 適月一旧 た 検 特 にロ用平か・ だ し均月復 例 0) の建自廃設動 な八 興 Ļ ないこととされた○時間以内の所 ○ の事 場上について、設事運転の必要を 事災 間時業 害 以間に時 つに ても、 て引 業 いお 不務と ます。は、では、領になる。 てい続 こ同 は数

ま ず。

き

討

す

る

つされ

ま外 労働 改医 正師 0) 法 上施 限行 規制 が後 適 用 さ時 れ間

> 間 で足具 鹿 論 0) 制 加 児島 短 を得ることとされました。 0) め体 具体的 よる 縮 ること 策等について検討し、 県 な 及び沖縄県に 的あり方、以討の場に 限 L 時 の場において、し、医療界の 間 労働 は お け 時

制が適用される砂糖製造器 年後に、時間以内の 年後に、時間 日本後に、時間 日本後に、時間 日本後に、時間 日本後に、時間 日本後に、時間 日本後に、時間 日本後に、時間 す。 の間行 れ間れ れることとなり 、要件 未五 正は適 間 • 複は 施用数 限行じ月 \_ ŋ ま規五な八か

二月平四日 -成月 に 成三一、間 小では上 (1001)業平限規 た。 ○お 制 年い十の て 施 \_ 四は年行

## る 割 増 金

業%働 以に 月 以上」とする措置は 用六○時間を超えz **酒予措置の廃止** 中小企業における であるま 行は二五 0) 適用が立上します % 猶 以 <u>F</u> ハ中一 小五○分 ます

月平 一成 することとされ 以十 · こ う こ まし 猶 予

## 休暇 の ·時季指 定 付

を指 いこととされ 五暇用 日 て与っては、 与えい ま したけ て れ毎 れば年、 働の な、者に次 な季対有

四 労働時間の状況の把握面的付与により取得されたに 大企業・中小企業とも、正 大企業・中小企業とも、正 一年四月一日が施行日と れています。 た定年に 指次計

とさば 平

## 万法 <sup>(※)</sup> により把場労働時間の状況を必 省の 令 把

※ ばる な方労 なら 大見則客 別とすること等が合観的な方法による な すること等が定められる的な方法による把握を原令では、使用者の現認やないこととされました。 握 ī な定に れめ

てい -一年四月一日が人企業・中小企業 口が施行日に業とも、  $\mathbf{H}$ 上とされ

込みです。

## 様で柔軟な働 き方の実現等

択 施

的義

置

0

## フレックスタイム 制 の 皃 直员

ッ クス 夕 1 4 制 0) 清 算

> か期 上 長 限 さが るれ す月 現

間とするときは、一か月ご 区分した各期間を平均し、 固あたりの労働時間が五○ 政官庁に対し労使協定を届 なこと等を要します。 こと等を要します。 **度の創設** 収を有する労働者が、高度 収を有する労働者が、高度 一か月に を延 超 **四とすること、 崎時間が五○時** で平均し、一 で下方でと 

## ナ ĺ٧ 制

度の創設 健 康確 保措置

が 施義務が設けられてそのほか、次の表務づけられている。 ます。 れの たいがず 日 まれか 確 保 (n) 措 選実 置

勤 夕

分務間 スイン 限 んは三 かし 月バ のル 在措 社置 時 間

連 続 措 の置  $\mathbf{H}$ 確 保 措

日

成三十

年

川

月

は間、等 よる ば 日施 ならないこととされる面接指導を受けさ 行日 事 一、の定制健 は、 主 は時度康 間の診 -成三十 そを対断の超象 いさせなけれる者の在社場 ----年 の 儿 月 れにに時

#### ※三 一日です。 勤務間インター バ ル 制 度 の※等

こです。

## 務間インターバ

度

感する努力義の頻繁な変更して、短納期 ・ます。 ば時刻 な間と

かできることとで、年次有給休で、年次有給休 で促進での設 進設

## 日

の

ため次のことが 事 産業保 機能 ~定めら いて選 関する勧告の内口った労働者の限生委員会に対 の強 Ŧī. n 任 化を図る ました。 人以上 義 務あ

日 です。 行うため いする。 四 月

## 五 その他

規月平もの時 定一成規公間 その他、正規雇用労働者等との間時間・有期雇用労働者等との間時間・有期雇用労働者等との間の公正な待遇の確保等についても規定の適用は平成三十三年(二円十二年(二○二一年)四個き方改革関連法については、働き方改革関連法については、働き方改革関連法については、働き方改革関連法については、

向 に L つつつ、 て い社

## インセンティブ制度 (医療保険)

全国健康保険協会(協会けんぽ)では、 平成30年度より「インセンティブ(報奨 金)制度 | が導入されています。

この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるものです。

特定健診(生活習慣病の予防のための健康診断)・保健指導(生活習慣を見直すサポート)の実施率やジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用割合などの評価指標に基づき、協会けんぽの都道府県支部をランキング付けし、ランキングで上位過半数に該当した都道府県支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率の引き下げが行われます。

※ 保険料率への反映は、平成32年度からとなります。

指標のうち特定健康診断の受診率は、協会けんぽが実施する生活習慣病予防検診を受診することや、事業主から協会けんぽに対する健康診断(40歳以上の被保険者)の実施結果の提供により評価が行われます。

また、特定保健指導の実施率は、協会けんぽが行う同指導を利用することにより実施率に算入されます。

その他の指標として、特定保健指導対象 者の減少率や、医療機関での受診勧奨を受 けた要治療者の受診率も掲げられていま す。

#### 〈引き下げ例〉

標準報酬月額28万円、保険料率10.0% の場合、労使折半前の保険料月額は28,0 00円(28万円×10.0%)です。

インセンティブ制度による報奨金で保険 料率が-0.1%の減算になった場合、保険 料月額は27,720円(28万円×9.90%)と なり、月額280円(年間3,360円)の引き 下げとなります。

給をすることができます。時の給付金や教育訓練給付も受たした場合は、育児・介護休業給付金)のほか、所定要件を満給付金)のほか、所定要件を満

おたに雇い入れた六五歳以上の労働者は、以前は雇用保険のの労働者は、以前は雇用保険のの労働者は、以前は雇用保険のの労働者は、以前は雇用保険のの労働者は、以前は雇用保険の

高

年齢

者

の

雇

用

険と保

険

ことに注意を要-と同様に保険料準ニ年四月以降はず での の経過さ 負担割合は 措 1 置とさ は平 六四 徴収 六四 成三十 し ň ま [歳未満の す 対 歳未満の 象となる 平 -成 年 三 度 度

雇用保険料は免除されていま2一日時点で満六四歳以上の者なお、現行制度では、毎年四

#### ねんきんネットによる 通知確認等

日本年金機構から送付される「年金額改定通知書」「年金振込通知書」などは、「ねんきんネット」の画面上から内容確認をすることや、それらの通知書のPDFファイルをダウンロードして保存することのほか、印刷し、公的年金担保融資の申請の際に金融機関に提出する年金額証明書類として使用することができます。

※ 同ネットから入手した「公的年金等の源泉徴収票」(PDFファイル)を印刷したものは、書面による確定申告の際の添付書類として使用することはできません。

なお、通知書の原本が必要な場合は、年 金事務所の窓口に行かず、ねんきんネット より再交付申請をすることもできます。

利用の際は「ねんきんネット」のユーザ IDが必要です。IDの発行方法は年金機 構のホームページ(または、ねんきんネット専用ダイヤル等)でご確認ください。